

## 平成29年度第7回香川地方最低賃金審議会議事録

平成30年3月14日（水）

於：サンポート合同庁舎

南館206会議室

出席者 公益側 東、柴田、高塚、松浦  
労働者側 楠本、瀧、立石、土田、中村  
使用者側 安部、綾田、友國、濱田、福家

議題 (1) 平成30年度特定最低賃金の新設、廃止及び改正の申出の意向確認について  
(2) 平成30年度最低賃金の審議の進め方等について  
(3) その他

【賃金室長】 第7回香川地方最低賃金審議会の開催にあたり、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

本日は佐川委員が欠席でございますが、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、本審議会が成立していることをご報告いたします。

議題に入ります前に、本年1月末に労働者側の福家委員が退任されまして、その後任に立石委員を任命させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

それでは松浦会長、議事の進行をお願いいたします。

【松浦会長】 ただ今より、平成29年度第7回、今年度最後の香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

それでは、早速議題に入れます。本日の議題は、会次第にありますように、

(1) 「平成30年度特定最低賃金の新設、廃止及び改正の申出の意向確認に

について」

(2) 「平成30年度最低賃金の審議の進め方等について」

(3) 「その他」

となっております。

まず、議題(1)の「平成30年度特定最低賃金の新設、廃止及び改正の申出の意向確認について」です。

このことについて、労使各側より新設、廃止及び改正の申出の意向をお伺いしたいと思いますが、まず、資料について事務局より説明をお願いします。

【賃金室長】 それではご説明いたします。

特定最低賃金につきましては、次年度において新設、廃止及び改正の申出を行う業種について、この時期に、その意向の有無を審議会において確認することとしております。

そして、現在、香川県において設定しております4業種の特定最賃のすべてにつきまして、労働者側から文書により改正申出の意向表明がなされております。

資料No.2-1から2-4に、意向表明の写しを添付しておりますが、4業種とも金額のみの改正申出の意向ということでございます。

また、ご参考までに、資料No.3-1に「香川県の特定最低賃金の推移」を、資料No.3-2に「特定最低賃金対象業種の状況」を添付しております。よろしくお願ひします。

【松浦会長】 労働者側は、来年度の特定最低賃金に関して、金額の改正申出の意向ありとのことですですが、補足して何かご意見等ございましたらお願いします。

【楠本委員】 各産業別最賃の意向表明は文書にて提出させていただきました。

昨年来課題となっております冷凍調理食品ですが、来年度も県最賃は上がると予測されていますので、そういったことも含めて議論させていただきたいと思っております。

他の業種については他の委員からお願ひします。

【中村委員】 特にありません。

【松浦会長】 それでは次に、使用者側の意向をお伺いします。

特定最低賃金について、新設、廃止及び改正についての申出の予定はございませんか。

【福家委員】 はい。少し補足させていただきますと、冷凍調理食品は使用者側としても気になっているところでございますが、適用事業所数も安定しており、基幹労働者数も少し増加傾向が見られますので、議論を尽くして対応しなければならないと思っております。

【松浦会長】 それでは、次年度の特定最低賃金の審議に向けまして、今後、関係労使当事者間で話し合うなど、意思疎通を図っていただくようお願いいたします。

御承知のとおり、特定最低賃金は労使のイニシアティブにより設定されるものであり、労使が歩み寄り、双方納得の上で決定されることが求められているということでございますので、次年度における円滑な審議のため、この点について、公益代表として、改めてお願ひしておきたいと思います。

事務局の方から、次年度の特定最賃の申出に係る留意点について、説明をお願いします。

【賃金室長】 はい、「平成30年度特定最低賃金の改正に関する申出の意向」の確認がございましたので、資料No.4の「特定最低賃金の基幹的労働者である適用労働者数」の欄をご覧下さい。

改正の申出要件の中に「基幹的労働者の概ね3分の1以上のものの合意による申出」という基準がございますが、この基準には、原則この数字を使用することといたしております。

この表につきましては、最新の経済センサス数値（平成27年11月公表の平成26年経済センサス－活動調査：平成26年7月1日現在のデータ）を基礎とし、平成26年7月より平成29年11月までの時間経過による数値変動を補正したものです。

適用除外労働者数については、今申し上げた要領にて補正した「労働者数」に平成29年6月に実施した最低賃金基礎調査の結果より算出した除外

率（適用除外労働者数÷労働者数）を乗じて算出しております。

また、特定最低賃金の改正に関する申出書の提出時期ですが、例年、7月初旬を目途にご提出いただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

【松浦会長】 続きまして、議題（2）の「平成30年度最低賃金の審議の進め方等について」の審議に入ります。

事務局から説明してください。

【賃金室長】 それではご説明いたします。

毎年、その年度の審議を振り返り、申し送るべき事項を取りまとめまして、「審議の進め方等」の案として、次年度審議会へ申し送りをしていただいております。

資料No.5-1としてお付けしております「平成30年度最低賃金の審議の進め方等について（案）」をご覧下さい。

来年度の「審議の進め方」については修正した箇所は無く、本年度と同様の内容であり、年度のみを修正したものとなっております。

なお、本年度の審議では、地域別最低賃金については、「審議の進め方」とおり10月1日発効、特定最低賃金の改正については、4業種ともすべて12月15日発効となりました。

次年度の審議に当たりましても、中賃での日安審議の時期等が不透明な状況ではございますが、現時点では従前の内容によりまして審議をお願いいたしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

念のため読み上げて説明にかえさせていただきます。

【賃金指導官】 それでは読み上げます。

平成30年度最低賃金の審議の進め方等について（案）

## 1 審議の進め方について

- (1) 香川県最低賃金は、特定（産業別）最低賃金に先行して調査審議する。
- (2) 特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。

- (3) 専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。
- (4) 専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標とする。
- (5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。  
この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。
- (6) 最低賃金の円滑な施行を図るため、効力発生の日を指定して審議を行うことができるものとする。
- (7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。
- (8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後5時15分以降及び閉庁日）には行わないこととする。
- (9) 専門部会の審議日程は、初回時において次・次々回まで調整することとする。

## 2 香川県最低賃金について

中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。

効力発生の日については平成30年10月1日を努力目標とする。

## 3 特定最低賃金について

昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示された方針を尊重し、次のとおり審議を進める。

- (1) 平成30年度における改正の申出の意向表明が行われた特定最低賃金については、改正の申出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。

(2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。

なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹労働者の範囲については現行どおりとする。

(3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行うものとする。

効力発生の日については、平成30年12月15日を努力目標とする。

(4) 平成31年度の申出については、本年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

以上でございます。

【松浦会長】 ただ今の説明について、何かご意見、ご質問があればお願いします。特によろしいですか。

それでは、ただ今ご審議いただきました内容をもって成案とし、次年度の審議会へ申し送ることにいたします。

なお、審議にあたり業界の実情把握の必要がある場合には、実地視察を行うこととしておりますが、このことについて、事務局からお願いします。

【賃金室長】 本年度は、特定最賃「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」の実地視察ということで中村委員にお願いして株式会社タダノさんの志度工場の見学を行いました。

来年度の実施について、お諮りしたいと思います。平成27年度は冷食、28年度は船舶でしたので、特定最賃が続いておりまして、特定最賃としては電気が未実施となっております。

あるいは、県最賃対象事業場を視察することも考えられますが、その場合は、県最賃の審議日程にあわせることとなりますので、実施時期がこれ

までよりは早くなります。

ご意見をお伺いできればと思います。

【松浦会長】 それでは実地視察について、ご意見をお願いします。

【土田委員】 来年度は電気ということですが、三菱電機の新工場が11月頃の稼働予定です。特定最賃の審議日程には難しいと思いますので、従来の工場の視察について会社側と折衝し早急にお返事したいと思います。

【松浦会長】 よろしくお願ひします。それでは、ただいまのご意見等を次年度の審議会へ申し送ることとします。

次に、議題（3）のその他に移ります。事務局で、何かありますか。

【賃金室長】 資料No.5-2として「【1986年2月14日】現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」をお付けしております。これは、先ほどの「平成30年度最低賃金の審議の進め方等について（案）の3に関するものです。参考までに配付しております。

資料No.5-3は、平成30年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定期一覧表でございます。地域別最低賃金におきましては、10月1日の指定日発効とするためには、黄色く塗りつぶしているところですが、遅くとも8月6日までに答申を頂く必要があるということでございます。

特定最賃につきましても、12月15日発効とするためには、遅くとも10月17日までに答申を頂く必要があります。

それから、資料No.6としまして本年度に開催いたしました本審、運営小委員会、各専門部会の開催状況を取りまとめた表をお付けしております。

次年度におきましても、同様の流れで審議をお願いすることになります。

【松浦会長】 ただいまの事務局からのご説明で、何かございますか。

（各委員より「なし」の声あり）

【松浦会長】 そのほかに何かありますか。

【賃金室長】 今年度の審議に於いて最低賃金の引き上げにあたっては、その影響が大きい中小企業・小規模事業者への効果的な支援が必要とのご意見をいただいておりますので支援事業についてご紹介させていただきます。資料No.7をご覧ください。

業務改善助成金についてですが、アンダーラインを引いたところが拡充される予定となっております。過去に受給したことのある事業場も対象となります。

活用事例が厚生労働省のホームページに紹介されておりますので、参考にしていただければと思います。

それから、審議会に提出する資料についてですが、今年度は、資料No.8のとおり提出させていただきました。

このほか、当局で調査分析いたしました「基礎調査結果」がございます。再度ご確認いただき、資料の廃止、追加等についてご意見を賜りたいと考えております。

【松浦会長】 ただ今の事務局の説明に対して、何かご質問等はございませんか。

【安部委員】 業務改善助成金についてですが、今年度の香川県の実績を紹介していただけませんか。具体的にはよく分かりませんが、対象となる事業所があるのかなという疑問があります。

【賃金室長】 手元に詳細な資料はありませんが、件数は6件と聞いております。

【安部委員】 どういう業種で活用されているのかを教えていただけたらと思います。

【賃金室長】 香川県の詳しい内容については委員の皆様に改めてご連絡させていただきたいと思います。

【松浦会長】 今期最後の審議会になりますが、何かご意見はございませんか。よろしいですか。

事務局の方もよろしいですか。

【賃金室長】 最後に、平成30年4月20日をもって公益代表の柴田委員が退任されますのでお知らせします。

柴田委員におかれましては、平成19年4月より10年間余り、最賃審議に携わられ、香川県における最低賃金の決定にご尽力いただいたところでございます。

ありがとうございました。

【松浦会長】 ただ今ご紹介のありましたとおり、柴田委員が4月20日をもって退任されるということでございます。本当にお世話になりました。

審議会を代表して感謝申し上げますとともに、今後益々のご活躍とご健勝を祈念いたします。

それでは最後に、辻局長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

【辻労働局長】 今年度、最後の香川地方最低賃金審議会の終了に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

先ほど、地域最賃については、来年度の審議会運営方法などについて確認がなされましたし、特定最賃につきましては意向表明があり、今後、労働者側には要件を具備するまでのご努力をいただきて、夏の申出をお待ちいたします。

松浦会長を始め、各委員の皆様におかれましては、この一年、香川県最低賃金、4つの特定最低賃金の改正につきまして、真摯に御審議をいただき、誠にありがとうございました。

今年度は、働き方改革実行計画などに盛り込まれた最低賃金引上げの政府方針にも配意しつつ、中賃からの高い引上げの目安額が示され、例年にも増して難しい審議になったわけですが、慎重にご審議をいただき、労使代表委員の御理解と御協力並びに公益代表委員のご尽力により、取りまとめていただいたことに対しまして改めて感謝申し上げます。

4月20日をもって、退任されます柴田委員におかれましては、最低賃金の改正決定に多大なる御尽力を賜り、ありがとうございました。

今後益々の御活躍を祈念申し上げますとともに、委員退任後も、労働行政に対し、御支援を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

最後になりましたが、次年度におきましても引き続き円滑な審議が行われますよう、お願ひいたします。挨拶とさせていただきます。

一年間、ほんとうにありがとうございました。

【松浦会長】 ありがとうございました。

以上をもちまして、本年度最後の本審議会を閉会といたしますが、労働

者側署名委員はこれまで福家委員にお願いしていたところですが、立石委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして終了といたします。

一一了一一